

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目 次

## 〔省 令〕

- 電波法施行規則の一部を改正する省令(総務六一)
- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同六二)
- 無線設備規則の一部を改正する省令(同六三)
- 小型の船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件(総務一八五)
- 電波法第三十五条の規定による措置をとることを要しない無線設備を定める件の一部を改正する件(同二八六)
- 無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表(無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。)を定める件の一部を改正する件(同二八七)

五	四	一	二	三	四	五	六
〔告 示〕	〔公 告〕	〔諸 事 項〕	〔裁 判 所〕	〔特 殊 法 人 等〕	〔破 産、 免 責、 再 生 関 係〕	〔電 波 法 施 行 規 則〕	〔總 務 省 令 第 六 十 一 号〕
会社その他の会社決算公告	(海上保安庁一二一〇一二三〇)	一 航行する件(同五五三)	二 砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通五五二)	三 平成二十年度から砂防設備工事を施行する件(同五五三)	四 航路標識に関する件(同五五三)	五 電波法施行規則(昭和二十五年法律第百三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。	六 電波法施行規則の一部を改正する省令
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係	一 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。(施行期日)	二 この省令は、平成二十年六月三十日以前に建造に着手された船舶に積載される高速救助艇については、その積載が継続する限り、この省令による改正後の電波法施行規則第二十八条第五項の規定は、適用しない。	三 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。	四 第五条第四項中「第二十八条第七項」を「第二十八条第八項」に改める。	五 義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇ごとに、手で保持しなくとも、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。	六 第二十八条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。	七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。
会社その他の会社決算公告	一 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。(施行期日)	二 この省令は、平成二十年六月三十日以前に建造に着手された船舶に積載される高速救助艇については、その積載が継続する限り、この省令による改正後の電波法施行規則第二十八条第五項の規定は、適用しない。	三 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。	四 第五条第四項中「第二十八条第七項」を「第二十八条第八項」に改める。	五 義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇ごとに、手で保持しなくとも、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。	六 第二十八条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。	七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

## 省 令

総務大臣 増田 寛也

全 齢	全 齢	六	六	六	六	六	六
会社その他の会社決算公告	一 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。(施行期日)	二 この省令は、平成二十年六月三十日以前に建造に着手された船舶に積載される高速救助艇については、その積載が継続する限り、この省令による改正後の電波法施行規則第二十八条第五項の規定は、適用しない。	三 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。	四 第五条第四項中「第二十八条第七項」を「第二十八条第八項」に改める。	五 義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇ごとに、手で保持しなくとも、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。	六 第二十八条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。	七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係	一 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。(施行期日)	二 この省令は、平成二十年六月三十日以前に建造に着手された船舶に積載される高速救助艇については、その積載が継続する限り、この省令による改正後の電波法施行規則第二十八条第五項の規定は、適用しない。	三 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。	四 第五条第四項中「第二十八条第七項」を「第二十八条第八項」に改める。	五 義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇ごとに、手で保持しなくとも、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。	六 第二十八条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。	七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。
会社その他の会社決算公告	一 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。(施行期日)	二 この省令は、平成二十年六月三十日以前に建造に着手された船舶に積載される高速救助艇については、その積載が継続する限り、この省令による改正後の電波法施行規則第二十八条第五項の規定は、適用しない。	三 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。	四 第五条第四項中「第二十八条第七項」を「第二十八条第八項」に改める。	五 義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇ごとに、手で保持しなくとも、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。	六 第二十八条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。	七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。
会社その他の会社決算公告	一 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。(施行期日)	二 この省令は、平成二十年六月三十日以前に建造に着手された船舶に積載される高速救助艇については、その積載が継続する限り、この省令による改正後の電波法施行規則第二十八条第五項の規定は、適用しない。	三 無線局運用規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。	四 第五条第四項中「第二十八条第七項」を「第二十八条第八項」に改める。	五 義務船舶局のある船舶に積載する高速救助艇ごとに、手で保持しなくとも、送信を行うことができるようにするための附属装置を有する双方向無線電話を備えなければならない。	六 第二十八条第一項中「前条第五項」を「前条第六項」に改める。	七 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

総務大臣 増田 寛也

別表第一号の二(第六の二)の様式を次のよきに改む。

機器の種類	台数	検定番号等又は名称	製造番号	※ 整理番号
15 特殊な設備				
□ デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯)	[DSR]			
□ デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯)	[DSR]			
□ デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯及び短波帯)	[DSR]			
□ ナブテックス受信機(英文)	[NRI]			
□ ナブテックス受信機(和文)	[NRI]			
□ インマルサット高機能グローブ呼出受信機	[EGC]			
□ 双方向無線電話(航行規則第20条第5項に規定するもの)を除く。)	[LP]			
□ 船舶航空機間双方向無線電話	[SAM]			
□ 船上通信設備	[FMB]			
□ レーダー	[R]			
□ 衛星非常用位置指示無線機	[SE]			
□ 捕索救助用レーダートランスポンダ	[LTU]			
□ 設備規則第46条の3の5に規定する無線設備	[SDR]			
□ 無線方位測定機	[ADF]			
□ 周波数測定装置	[W]			
□ 地上無線航法装置	[LRN]			
□ 衛星無線航法装置	[GPS]			
□ ファクシミリ受信機	[F]			
□ その他 ( )				

辺

長

辺

別表第一の二の様式を次のとおりとする。

装 置 の 别 種	型 式 又 は 名 称	方 式 ・ 規 格 等	補 足 事 項	
			16 無線局の区別	※ 整理番号
選択呼出装置 (デジタル選択呼出装置を除く。)	[S]			
ファクシミリ	[F]			
変調信号処理装置	[SM]			
制御装置	[CON]			
注意信号発生装置	[ASC]			
施行規則第28条第5項の装置	[HPS]			
デジタル選択呼出装置(超短波帯)	[DSC]			
デジタル選択呼出装置(中短波帯)	[DSC]			
デジタル選択呼出装置(中短波帯及び短波 帯)	[DSC]			
狭帯域直接印刷電信装置	[NDP]			
18 その他の工事設計		20 備考		
□ 電波法第3章に規定する条件に合致する。				
19 添付図面				
□ 無線設備系統図	□ 機器配置図			
□ 電源系統図	□ プロッキングチャート			

別紙第一「即ち「[左欄の]右欄の件、「及び注意信号発生装置」や、「注意信号発生装置及び施行規則第28条第5項の装置」を含む、左欄に掲げる事項に該当する事項」や「左欄に掲げる事項（テジタル選択呼出装置を除く）、フアクシミリ、受信装置及び注意信号発生装置については記載を要しない。なお、当該装置が送信用及び受信用の区別のあるものについては、補足事項の欄にその区分を記載すること。」を述べ、左欄の表を次のものとする。

装置の別	記載事項
1 デジタル選択呼出装置	製造者名、名称、製造番号、信号の伝送速度マーカ周波数、スペース周波数、タイムダイバージティ時間隔及び構成並びに種別（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
2 制御装置	製造者名、名称、製造番号、方式、信号の伝送速度、マーク周波数及びスペース周波数並びに符号構成（検定合格機器である場合は、検定番号及び製造番号とする。）
3 狹帯或直接印刷電信装置	

- 附 則
- 施行期日 平成二十年七月一日から施行する。  
(施行期日)  
（経過措置）
  - 船舶局の工事設計書の様式は、この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第一号の第一第66の3の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日まで、なお従前の様式によることができる。ただし、電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第一十八条第五項によるものを備える場合にあっては、この限りでない。
  - 総務省令第六十三号  
電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のようて定める。  
平成二十年五月八日

総務大臣 増田 寛也

- 無線設備規則の一部を改正する省令  
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のようて改定する。  
第四十八条第一項を次のようて改める。  
2 船舶安全法第一条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーであつて、無線航行のためのものは、前項各号（第四号、第七号口及び第八号を除く。）の条件のほか、次の各号の条件に適合するものでなければならぬ。  
一 電源投入後、四分以内に完全に動作するものであり、かつ、一時停止の状態から五秒以内に完全に動作するものであること。  
二 指示器は、次の条件に合致するものである。  
イ レーダーを適正に動作させるために必要な信号以外の信号を吸収した場合にあつては、当該信号を抑制する機能を有するものであること。  
ロ 前項第七号イの装置には、手動及び自動で反射波による不要な表示を減少させる機能を有するるものであること。  
三 假想を止め表示しないものであること。  
四 空中線は、方位角三十六〇度にわたって連続して自動的に毎分一〇回以上回転し、かつ、空中線に対する風速が毎秒五一・五メートルの状態においても支障なく動作すること。

五 探知性能は、次の条件に合致するものであること。  
イ 一〇回の走査のうち少なくとも八回の走査で物標（指示器の表示画面上に表示される海上の物体をいう。以トこの項において同じ。）を表示することができ、かつ、物標の探知誤り率が一万分の一以下の状態であつて、空港線が海面から一五メートルの高さにある場合において、次に掲げるものを明確に表示することができる。  
(1) 二〇海里の距離における海面からの高さ六〇メートルの岸壁  
(2) 八海里の距離における海面からの高さ六メートルの岸壁  
(3) 六海里の距離における海面からの高さ二メートルの岸壁  
(4) 一海里の距離における海面からの高さ一〇メートルの総面積数五、〇〇〇メートルを超える船舶  
(5) 八海里の距離における海面からの高さ五メートルの総面積五〇〇メートルを超える船舶

- ロ 三GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーにあつては、イの(1)から(5)までに掲げるもののほかに掲げる物標を明確に表示することができ、かつ、物標の探知誤り率が一万分の一以下の状態であつて、空港線が海面から一五メートルの高さにある場合において、次に掲げるものを明確に表示することができる。  
(1) 三・七海里の距離における海面からの高さ四〇メートルの船舶であつて、レーダー反射器を備えたもの  
(2) 三・六海里の距離における海面からの高さ三・五メートルの船舶であつて、レーダー反射器を備えたもの  
(3) 三海里の距離における海面からの高さ三・五メートルの航路用ブイであつて、レーダー反射器を備えたもの  
(4) 三海里の距離における海面からの高さ二メートルの船舶であつて、レーダー反射器を備えたもの  
ハ 九GHz帯の周波数の電波を使用するレーダーにあつては、次の条件に合致すること。  
(1) イの(1)から(5)までに掲げるもののほか、次に掲げる物標を明確に表示することができ、かつ、物標の探知誤り率が一万分の一以下の状態であつて、空港線が海面から一五メートルの高さにある場合において、次に掲げるものを明確に表示することができる。  
(1) 五海里の距離における海面からの高さ四メートルの船舶であつて、レーダー反射器を備えたもの  
(2) 四・九海里の距離における海面からの高さ三・五メートルの航路用ブイであつて、レーダー反射器を備えたもの  
(3) 四・六海里の距離における海面からの高さ二メートルの船舶であつて、レーダー反射器を備えたもの  
(4) 三・四海里の距離における海面からの高さ一メートルの船舶であつて、レーダー反射器を備えたもの  
イ 一・五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの一分の一以上の値の位置において同一の方向にあり、かつ、相対位〇メートル離れた二つの物標を区別して表示できる。  
ロ 一・五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの一分の一以上の値の位置において測定位置から等距離にあり、かつ、方位角一・五度以内にある二つの物標を区別して表示できること。  
一・五海里以下の距離レンジであつて、選定した距離レンジの一分の一以上の値の位置において同一の方向にあり、かつ、相対位〇メートル離れた二つの物標を区別して表示できる。  
電波を発射しない範囲を任意に設定できる機能を有するものであること。  
自船上に測定の基準となる位置を設定できる機能を有するものであること。  
レーダーの性能が低下したことなどを確認することができる機能を有するものであること。  
目標となる物標が存在していない場合でも、動作していることを確認することができる機能を有するものであること。

- 十一 田標となる物標を手動又は自動（総トーン数10、〇〇〇トーン以上の船舶）にあつては、手動及び自動）で捕捉することができ、かつ、捕捉した物標を自動的に追尾することができる機能を有するものである。）、
- 十二 次に掲げる装置を船舶に備える場合は、運動して方位、位置、船舶識別等の情報を得たいとができるものである。
- イ ジャイロコンパス（真方位を基準とした船首方位を表示する機器）又は船首方位伝達装置（衛星無線航法装置から得られる船首の方位を検出する装置）
- ロ 船速距離計（船の速力又は距離を測る装置）
- ハ 衛星無線航法装置
- 二 船舶自動識別装置
- 十三 総トーン数10、〇〇〇トーン以上の船舶に備へルーダーは、船舶の航行を予測するための機能を有するものである。
- 十四 総トーン数10、〇〇〇トーン以上の船舶に設置する複数のルーダーのうちのルーダーは、独立し、かつ、同時に使用することができる。
- 十五 前各項に掲げる条件のほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとする。
- 第四十八条第二項を削り、同条第四項中「第一項」を削り、同項を同条第三項とする。
- 附則**
- （施行期日）
- 1 この省令は、平成二十年七月一日からの施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している省令による改正前の無線設備規則第四十八条第一項のルーダー及び平成二十四年十一月三十日おでに免許を受けた同条第二項のルーダーの条件については、この省令による改正後の同令第四十八条第一項の規定にかかわらず、それらのルーダーの設置が継続する限り、なお従前の例によることとする。
- （特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）
- 3 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第五十七号）の一部を次のように改正する。
- 第一条第一項第一十九項中「第四十八条第四項」を「第四十八条第二項」に改める。

**○総務省告示第1百八十九号**

無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）別表第一号第3、別表第一号の三第3及び別表第一号の四の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八百五十九号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設証書の名欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く）を定めた件）の一部を次のよう改定し、平成二十年七月一日から施行する。

平成二十年五月八日

別表第八号の表中「第28条第5項」や「第28条第6項」に改める。

総務大臣 増田 寛也

項目	コード
設備規則第58条2の13第1項に規定する固定局の無線設備	F X
設備規則第49条の6の2に規定する陸上移動局の無線設備	T DMA
設備規則第49条の6の3に規定する陸上移動局の無線設備	C DMA 1
設備規則第49条の6の4に規定する陸上移動局の無線設備	C DMA 2
設備規則第49条の6の5に規定する陸上移動局の無線設備	C DMA 3
設備規則第49条の6の6に規定する陸上移動局の無線設備	C DMA 4
設備規則第49条の7に規定する陸上移動局の無線設備	M C A
設備規則第49条の7の2に規定する陸上移動局の無線設備	D M C A 1
設備規則第49条の7の3に規定する陸上移動局の無線設備	D M C A 2
設備規則第49条の15の2第1項に規定する陸上移動局の無線設備	D A P T
設備規則第49条の19第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	F W A
設備規則第49条の21第1項に規定する陸上移動局の無線設備	F W A 5
設備規則第49条の25に規定する陸上移動局の無線設備	R U
設備規則第49条の28に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 1
設備規則第49条の29に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 2
設備規則第49条の30に規定する陸上移動局の無線設備	B W A 3
設備規則第57条の2の2第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	R Z 1
設備規則第57条の2の2第1項から第3項までに規定する陸上移動局の無線設備	R Z 2
設備規則第57条の3の2第1項及び第2項に規定する陸上移動局の無線設備	D N 1
設備規則第57条の3の2第1項から第3項までに規定する陸上移動局の無線設備	D N 2
設備規則第54条の3に規定する地球局の無線設備	V S A T
設備規則第49条の18第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	G E O D

設備規則第49条の18第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O D
設備規則第49条の23第1号に規定する携帯移動地球局の無線設備	G E O
設備規則第49条の23第2号に規定する携帯移動地球局の無線設備	L E O
設備規則第49条の24第1項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M C
設備規則第49条の24第2項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M B
設備規則第49条の24第3項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M M
設備規則第49条の24第4項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M M M
設備規則第49条の24第5項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M F
設備規則第49条の24第6項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M D
設備規則第49条の24第7項に規定する携帯移動地球局の無線設備	I M B G A N
設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の無線設備	E S V
○総務省告示第100号第188号 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)第四十八条第一項第十五号の規定に基づき、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダーの技術的条件を次のように定め、平成二十年七月一日から施行する。 なお、平成十年郵政省告示第五百八十七号(船舶に備えなければならないレーダーであつて、総トン数五〇〇トン以上の船舶に設置する無線航行のためのもの技術的条件を定める件)及び平成十四年総務省告示第三百九十号(レーダープロッティング機能を有するレーダーの指示器の技術的条件を定める件)は、平成二十年六月三十日限り廃止する。	A E S

## 設備規則第45条の21に規定する航空機地図局の無線設備

船舶の総トン数別によるレーダーの指示器の表示画面の直径、表示領域及び捕捉すべき物標数は、次のとおりである。	2
総トン数一〇、〇〇以上	総トン数五〇〇、〇〇以上
総トン数五〇〇、〇〇以上	総トン数五〇〇、〇〇未満の船舶
総トン数五〇〇、〇〇未満の船舶	総トン数五〇〇トーン未満の船舶
未満の船舶	未満の船舶

一 指示器は次の条件下に合致するものであること。  
 1 指示器の表示画面には、次に掲げるものを表示できること。  
 (一) 使用中の電波の周波数帯  
 (二) 空中線の位置、C C R P(自船上に設定された測定の基準となる位置をいう。以下同じ)、距離レンジ、固定距離環(C C R Pを中心とした電気的に表す円の輝線によって一定の距離を示す環をいう。以下同じ)、可変距離マーカー、方位目盛(方位を示すために指示器の表示画面に位置に置かれた目盛をいう。以下同じ)、船首線(C C R Pから船首方位を示す線をいう。以下同じ)、平行線(表示画面に平行な輝線をいう。以下同じ)、ユーズーカーソル(表示画面で任意の位置に表示できる輝点をいう。以下同じ)及び電子方位線  
 (三) クラックタ(反射波による不要な表示をいう。以下同じ)を減少させる機能の動作状況  
 (四) 設備規則第四十八条第二項第十一号に掲げる装置から得る方位位置、船舶識別等の情報物標(指示器の表示画面に表示される海上の物体をいう。以下同じ)の捕捉及び追尾状況  
 (五) 自船以外の他の航跡又は船舶過去の位置(船舶自動識別物標(船舶自動識別装置により得られる物標の情報をいう。以下同じ)にあつては、起動状態(運動ベクトルとして物標が表示される状態をいう。以下同じ)に限る)、  
 (六) 信号処理機能(レーダートランスポンダ及びレーダービーコンの表示を妨げる機能をいう。)を有する九H<sub>z</sub>帯の周波数の電波を使用するレーダーにあつては、当該処理機能を停止した状態  
 (八) 船舶自動識別物標が消失した最後の位置

総務大臣 増田 寛也

総務大臣 増田 寛也

- 二 指示器は次に掲げる機能を有するものであること。  
 (一) ○・二五海里、○・五海里、○・七五海里、一・五海里、三・海里、六海里、十一・海里及び十四海里的距離レンジ  
 (二) 等間隔の固定距離環  
 (三) 二以上の可変距離マーカー  
 (四) 二以上の電子方位線  
 (五) 独立した四本以上の平行線  
 (六) オフセンタ機能(自船の位置を表示画面の中心以外に設定できる機能をいう。以下同じ)  
 (七) 対地安定モード(衛星無線航法装置及び船速距離計を利用して、陸地に対する速力及び針路を定めて表示する方式をいう。以下同じ)及び対水安定モード(ジャイロコンパス及び船速距離計を利用して海面に対する速力及び針路を定めて表示する方式をいう。以下同じ)  
 (八) 真運動モード(地理的表示が固定された状態で表示画面に物標が表示される方式をいう。以下同じ)、方位モード(ノースアップモード(表示画面の中心からその上部を結ぶ線が真方位を示す方式をいう)、コースアップモード(表示画面の中心からその上部を結ぶ線が自船の予定する針路方向を示す方式をいう。以下同じ)の方位)、真ベクトル(地表を基準とする目標の針路及び速力のベクトルをいう。以下同じ)及び相対ベクトル(自船を基準とする目標の針路及び速力のベクトルをいう。以下同じ)  
 1 物標の測定に当たっては、次の条件下に合致するものであること。  
 表示画面で選択した任意の位置から、別に選択した任意の位置までの距離及び方位を測定できること。  
 2 歪みのない直線距離上にあり、距離の遅延がない状態の物標を対象とするものであること。距離の測定にあつては、海里単位(一海里未満の場合の単位はメートルによることができる)の値で明瞭に表示されること。  
 3 空中線が海面からの高さ一五メートルにある場合において、最小水平距離四〇メートルから一海里までの間にある航路用ブイとの距離を距離レンジの切替えのみで測定することができるものであること。

三 次の精度を有するものであること。  
 1 船首方位は、ジャイロコンパスと正確に運動し、ジャイロコンパスの示す方位に対して○・五度以内の誤差であること。  
 2 固定距離環、可変距離マーカー及びユーザーカーソルは、三〇メートル以内又は現に使用している距離レンジ値の一パーセント以内の誤差であること。  
 3 方位目盛は、少なくとも五度ごとの区切りは、数値で表示できること。  
 4 船首線は、消去することができ、ジャイロコンパスから出力される信号(デジタル信号に限る)に対して、船首方向の誤差を○・一度以内にすることができる。  
 四 電子方位線は、次の条件に合致するものであること。  
 1 指示器の表示画面の物標を一度以内の誤差で表示できること。  
 2 相対方位(船首方向の方位)又は真方位の区別が明確に参照できること。  
 3 指示器の表示画面において、CCR Pから任意の位置まで移動すること。  
 4 指示器の表示画面に起點を固定することができ、かつ、船舶の速力に応じて起点を動かすことができる。  
 5 平行線は、迅速かつ簡単に操作することができること。また、平行線の消去及び長さを変更することができるものであること。  
 六 ユーザーカーソルは、次の条件に合致するものであること。  
 1 迅速かつ簡単に操作できること。  
 2 カーソルの位置を緯度経度で表示し、CCR Pから測定した距離及び方位を示すことができる。  
 七 オフセンタ機能は、次の条件に合致するものであること。  
 1 空中線の位置を表示画面の中心から指示器の有效直径の五〇パーセント以上、七五パーセント以下の範囲において任意に動かすことができる。  
 2 真運動モードの場合は、自船の航路に沿って視界が得られると判断された表示画面の中心から指示器の有効直径の五〇パーセントまでの位置に自動的に戻すことができる。  
 八 CCR Pは表示画面の中心にあること(オフセンタ機能を使用している場合を除く)。  
 九 航跡は、次の条件に合致するものであること。  
 1 表示画面において物標と区別できること。  
 10 航跡した時間は可変できること。  
 11 航跡又は過去の自船の位置は、距離レンジの一回の切替え又は真運動及び相対運動の切替えの後に二回以内の走査で表示できること。  
 12 捕捉能力及び追尾能力は、次の条件に合致するものであること。  
 13 物標の捕捉及び追尾  
 1 (一) 第一項第二号の表に掲げる数の物標を捕捉及び追尾することができる。  
 2 (二) 追尾物標(レーダー及び船舶自動識別装置から得られる情報を用いて追尾する物標をいう。  
 3 (三) 以下同じ)は、数字、文字、图形又はこれらの組合せにより表示されるものであつて、レーダー物標又は船舶自動識別物標の区別ができること。  
 4 (四) 物標が複数ある場合には、それぞれの物標の情報を区別することができる。  
 5 物標の情報量が指示器の処理容量の限界値を超えるとする場合又は超えた場合は、その場合が表示画面で判別することができる。  
 6 捕捉能力  
 7 (一) 目標の物標を自動で捕捉する範囲の設定が可能であり、捕捉した当該物標の方位を一分以内に表示し、三分以内に運動ベクトルを予測することができる。  
 8 (二) 捕捉したすべての追尾物標の情報の更新を自動的に行うこと。  
 9 (三) 三海里、六海里及び十二海里の距離レンジにおいて、物標を追尾することができる。  
 10 (四) 相対速度一〇〇ノットで移動する物標を追尾することができること。  
 11 (五) 連続する十回の走査中、連続する五回以上の走査において捕捉した物標を継続して追尾することができる。

方表示式	るさ表示スケれ		機能	十一	
	は文字、数字又は图形	イ国物船舶イ形船舶自动识别オシス		は文字、数字又は图形	は文字、数字又は图形
は文字、数字又は图形	は文字、数字又は图形	は文字、数字又は图形	(五) 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11	1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11	1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11
は文字、数字又は图形	は文字、数字又は图形	は文字、数字又は图形	3 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11	3 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11	3 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7 7 8 8 9 9 10 10 11
图形	範囲捕捉		動の物標	P C P A / T C P C P A / T C	動の物標 動の物標 動の物標 動の物標 動の物標
は文字、数字又は图形		可否	一 一 二 二 二 三 三	一 一 二 二 二 三 三	一 一 二 二 二 三 三
は文字、数字又は图形	機能のオン/オフ	機能のオン/オフ	一 一 一 一 一 一 一	一 一 二 二 二 三 三	一 一 二 二 二 三 三
文字又は数字	優先順位の表示	優先順位の表示	同一化の基準	同一化の基準	同一化の基準

(四) 最大速力三〇ノット以下の船舶に対する追尾物標は、次の表に掲げる精度(九五パーセント確率値)である。

- 予測する追尾物標の針路及び速力は、ベクトルで表示されること。この場合において予測時間は可変すること。
- 船舶自動識別物標以外の他の物標の情報を同一のものとする場合にあつては、CCRP を基準とすること。
- 船舶自動識別物標に欠損情報がある場合は、欠損として表示することができる。
- 次に掲げるレーダー物標及び船舶自動識別物標は、英数字で表示されるものであること。
- 船舶自動識別装置から得る情報
- CPA 及び TCPA
- 船舶自動識別物標にあつては、船舶の識別信号、航海状況、船位、対地針路、対地速力、物標の船首方位及び回頭率（船首の回頭方向の変化率）、その他の物標情報
- 警報は、次の条件に合致するものであること。
- 1 次に掲げる場合は、警報する機能を有すること。
- (一) 使用中の信号の故障により、表示画面の映像が停止の状態となつた場合
- (二) 自動的に物標が捕捉される状態又は船舶自動識別物標が起動状態となる範囲を設定した状態であつて、捕捉されていない物標が設定した範囲内で探知された場合又は起動状態でない船舶自動識別物標が範囲内に侵入してきた場合
- (三) 追尾物標が表示画面から消失した場合（船舶自動識別物標にあつては、消失警報が有効となつてている場合及びフィルタリングしている状態に限る。）
- CPA 又は TCPA があらかじめ設定された値以内の対象物標がある場合にあつては、可視可聴の警報を発するとともに、その物標は他の物標と区別され表示されること。この場合において、追尾物標に対する CPA 又は TCPA の設定値は同一である。
- 追尾物標は次の条件に合致するものであること。
- 1 レーダー物標と起動状態にある船舶自動識別物標が同一である場合にあつては、一つの物標として表示されること。初期設定の状態にあつては、船舶自動識別物標を数字、文字又は図形により自動的に選択できること。
- 2 目標となる物標が船舶自動識別物標の場合にあつては、設定している時間以内に目標となる当該物標が受信されなければ当該物標は消失状態となること。ただし、消失した船舶自動識別物標の信号を再度受信した場合又は警報が認知された場合においては、この限りでない。
- 3 消失した物標は、再現できること。
- 4 マップ（自船又は選定された特定の参照位置を基点として、航海上重要な境界線及び海峡等を表示するためにレーダーの使用者により作成された簡易な海図）のデータは次の条件に合致するものであること。
- 1 設定、変更、データの保存及びデータの呼出しが手動により行うことができる。
- 2 簡易な方法によりデータの表示が消去でき、電源が停止した場合においても設定した状態は保持できること。
- 3 データの使用によりレーダーの機能に影響を与えないこと。
- 下同じ。は、次の条件に合致するものであること。
- 1 1 の操作で、指示器の表示画面から海図データを削除することができる。
- 2 現在の状況及び更新状況を確認することができる。
- 3 海図データよりレーダー情報が優先され、かつ、その状態を指示器の表示画面において明確に確認することができる。
- 4 海図データの不具合が、レーダー及び船舶自動識別装置の動作に影響を与えないこと。

- 予測する基準となる物標が单一の場合は、物標の位置が手動で入力されている場合において、船位入力情報が故障したときは、海図データと地理的情報の重ね合わせはできないこと。
- ノースアップモード及びコースアップモードの場合において船首方位情報が欠落した場合は、一分以内に自動的に非安定ヘッドアップモードに切り替わること。
- CPA においてクラッタを除去する機能が物標の探知を妨害すること。
- 水安定モードの故障により情報が欠落した場合は、手動により速力を入力できる手段を有し、その旨を表示できること。
- 選択された基準となる物標が单一の場合は、物標の位置が手動で入力されている場合において、船位入力情報が故障したときは、海図データと地理的情報の重ね合わせはできないこと。
- レーダー情報の欠落により情報が得られない場合は、船舶自動識別物標を表示すること。
- 船舶自動識別物標が得られない場合には、レーダーによる物標が表示されること。
- 設備規則第四十八条第二項第十三号に掲げる自船の航行を予測するための機能（以下「模擬操船」という。）は、次の条件に合致するものであること。
- 模擬操船の状態が指示器の表示画面において確認できること。
- 自船の速力は可変であること。
- 模擬操船を開始するまでの時間は、数字によって確認できること。
- 追尾物標を表示できること。
- 模擬操船時の追尾物標は、レーダー追尾物標及び起動状態にある船舶自動識別物標であること。
- 総務省告示第二百八十九号  
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号（船舶に設置する無線航行のためのレーダーで無線設備規則の規定を適用することが困難又は不合理であるもの及びその技術的条件を定める件）の一部を次のように改正する。
- 平成二十一年五月八日
- 第一項中「第四十八条第四項」を「第四十八条第三項」に、「第二項又は第三項の規定を適用する事が困難又は不合理」を「又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理」に改める。
- 國土交通省告示第五百五十二号  
砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十一号）第一条の規定に基づき、告示する。
- 平成二十一年五月八日
- 国土交通大臣 冬柴 寛也
- 第一項中「第四十八条第四項」を「第四十八条第三項」に、「第二項又は第三項の規定を適用する事が困難又は不合理」を「又は第二項の規定を適用することが困難又は不合理」に改める。
- 相川川 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
- 砂防法第二条の土地の表示
- 新潟県北魚沼郡川口町大字和南津字玄道一九九一番一内三等三角点和南津を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から二
- 区域、平成元年建設省告示第十七百三十七号で指定した第四号に掲げる土地の区域、平成四年建設省告示第七百二十二号で指定した第六号に掲げる土地の区域及び平成十八年国土交通省告示第七百十八号で指定した第二号に掲げる土地の区域を除く。）